

議案第12号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例(昭和53年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。  
別表第3 附属機関の部生涯学習推進協議会の項を削る。

附 則

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3 月 8 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
12号	1

## 提案理由（議案第12号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、生涯学習推進協議会が社会教育委員の会議に統合されることにより、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正		現行	
別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)		別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)	
区分	職名	報酬区分	報酬
附属機関	社会教育委員	日額	7,000円
	(削除)		
附属機関	文化財保護審議会委員	日額	7,000円
区分	職名	報酬区分	報酬
附属機関	社会教育委員	日額	7,000円
	生涯学習推進協議会 会長	日額	7,900円
附属機関	生涯学習推進協議会 委員	日額	7,000円
	文化財保護審議会委員	日額	7,000円